

～漢字と仮名との商標権紛争について～

日本商標判例紹介 (5)

2021年07月21日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

商標権侵害は、自らの業務上の信用が競合企業により奪われ、多大な損害を生じさせる。商標権侵害では、商標の類否が問題となるが画一的に判断されていない。

例えば日本では、漢字と仮名とが併用されることが多いため、かかる場合の商標権侵害の判断が非常に難しい。

そこで本稿では、先月に判決が言い渡された、同一の称呼を有する漢字と仮名との商標権侵害の事案を紹介する。

2 漢字と仮名との商標権侵害について

2.1 訴訟までの経緯

一方の当事者（被告）である、富山県（以下「県」という）は、平成15年頃から県試験所で新品種の米の開発を進め、平成28年頃から新品種の米の育成を始めた。

次いで公募により米の名称を「富富富」と決定し、平成29年3月に当該名称を付した新品種の米について公表した。

平成29年3月に名称「富富富」で品種登録出願して令和2年に品種登録を行い、並行して新品種の米を多数のイベントを通じて広告宣伝した。

次いで平成30年に米等についての漢字「富富富」（後掲の商標01、以下同じ）を商標登録し、農業協同組合等を通じて漢字「富富富」及び変形したロゴ書体「富富富／ふふふ」（後掲の商標03及び商標04、以下同じ）を用いて米を販売した。

他方の当事者（原告）である株式会社ふふふ（以下「ふ社」という）は、新潟県三条市で即席味噌汁等を製造販売する法人であり、平成23年、会社設立に合わせて、食料品の小売業についての仮名「ふふふ」（後掲の商標02、以下同じ）を商標出願して商標登録した。

ふ社は、平成31年に県らを被告とする差止請求等を東京地方裁判所に提起し、令和3年6月17日に判決が言渡された。

【商標01】

富富富

【商標02】

ふふふ

【商標03】



【商標 0 4】



2. 2 訴訟の内容

本判決では、同一の称呼を有する漢字の商標（上記の商標 0 1 / 0 3 / 0 4）と仮名の商標（上記の商標 0 2）とは類似関係にないとされた。

即ち同一の称呼を有する漢字の商標及び仮名の商標では、仮名の商標が特定の観念を有する一方、漢字の商標が特定の観念を有しないことから観念が異なると判断された。その結果、外観が明らかに異なり且つ観念が異なることから、同一の称呼を有するとしても、漢字の商標と仮名の商標とは類似関係にはないと判断された。

なお参考までに述べると、平成 3 0 年 1 2 月に結審した特許庁審判（不服 2018-1161 7）の審決では、同一の称呼を有する下記の欧文字の商標及び漢字の商標とは類似関係にあるとされた。

即ち下記の欧文字の商標及び漢字の商標について、特定の観念がなく、また同一語の欧文字と漢字とが併用されることが普通に見られるという取引の実情を考慮すると、異なる文字種の外観が影響することがない。その結果、称呼が同一であることを理由とし類似関係にあるとされた。

【商標 0 5】



【商標 0 6】

誠 和

このように商標の類否については、裁判所の判断と特許庁の判断とが一致しない場合があるため、例えば特許庁による審判の審決が、裁判所による行政取消訴訟の判決で覆ることがある。

2. 3 その他

ところで本事案の判決では、商標の称呼／外観／観念の三要素の他、当事者らの取引の実情の参酌されていない。

しかしながら商標の類否判断では、商標の称呼／外観／観念の三要素の他、当事者らの取引の実情の参酌して判断されることがあり、三要素に基づく商標の類否判断に影響を及ぼすことがある。

最近の裁判所による商標の類似性の判断では、代表的な「保土ヶ谷化学工業社標事件判例」（最高裁昭和47年（行ツ）第33号 昭和49年4月25日）の解釈が取り入れられ、指定商品等全般の一般的／恒常的な取引の実情を参照する傾向がみられる。

3 弊所コメント

本事案は、異なる文字種での商標の類似性に関する判例の一例である。

例えば漢字の商標と仮名の商標とが併存使用される場合に差止請求等訴訟を提起したとき、両商標が類似関係にないと判断される可能性があることを意識しなければならない。その上で、取引の実情を参照させるなどして侵害論が有利になるよう検討することが大切である。

以上